

件名	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
関係課	保険課
改正対象	松前町国民健康保険税条例（昭和40年4月1日公布松前町条例）
根拠法令等	地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号） 地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）
改正理由	地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額にかかる限度額並びに減額の対象となる世帯の軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乗すべき金額を改正するため。 地方税法の改正により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い、国民健康保険税にも課税の特例を適用するため。
改正の主な内容	第2条第2項中「610,000円」を「630,000円」に、同条第4項中「160,000円」を「170,000円」に、第23条中「610,000円」を「630,000円」に「160,000円」を「170,000円」に、同条第2号中「280,000円」を「285,000円」に、同条第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。 附則第4項及び第5項に低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の条番号「第35条の3第1項」を追加する。
施行日	令和2年4月1日。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
【その他参考事項】	